

# 宮崎県子どもの生活状況調査業務委託仕様書

## 1 委託業務名

宮崎県子どもの生活状況調査業務委託

## 2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 3 委託業務の概要

県内在住の中学2年生及びその保護者のうち無作為抽出した5,500組を対象としたアンケート調査に係る次の業務

- (1) 調査票等の作成・発送及び回収に関する業務（延岡市分486部を除く）
- (2) 調査結果の集計、分析及び報告書の作成

## 4 委託業務の内容

- (1) 調査票等の印刷・発送・回収（※郵送・オンライン回答の2種類を選べるようにすること。ないお、子どもと保護者を1組にして分析を行う必要があるため、オンライン回答の場合、互いを紐付けることを可能とすること。）

- ・調査票（A4 モノクロ 中とじ印刷12ページ程度×2種類）の印刷  
子ども向け：5,014部 保護者向け：5,014部  
※設問内容は、内閣府が令和2年度に実施した「子供の生活状況調査」（以下「国調査」という。）に県独自の設問を加えたものとし、原稿は県が提供する。
- ・発送及び回収用封筒の印刷（角2（世帯用）・長2（子ども用）各5,014部）  
※発送用封筒には、「宮崎県子どもの生活状況調査へのご協力のお願ひ」並びに県担当課名・連絡先及び調査担当事業者名を印刷すること。  
※返信用封筒は、子ども用と世帯用で異なる色の封筒を用意すること。  
（子どもが先に記入し、長2封筒に入れて保護者に渡し、保護者が記入し、子ども分とあわせて返信用の角2封筒に入れ、郵送することを想定。）  
※県が用意する名簿（紙又は電子データ）により宛名シールを2部作成、各世帯に郵送し、返信用封筒で回収すること。残り1部の宛名シールは、お礼状兼督促はがきに使用する。  
なお、市町村によっては、宛名シール2部を用意して提供することが可能。  
※調査票及び返信用封筒2種類（角2・長2）を封入して発送。  
※11月中旬にお礼状兼督促はがきを印刷し、調査対象世帯（5,014通）に郵送すること。  
※発送用及び返信用封筒2種類並びにはがきは、受託者が用意すること。  
※調査票の発送及び返送に要する送料は、受託者負担とする。

- (2) 調査票データの入力

2種類とも返送された調査票のデータ入力

- ※ベリファイ入力とする。
- ※「自由記載欄」の記載内容の入力を含む。

### (3) 調査データの単純集計・クロス集計

延岡市が実施する調査の単純集計データを同市から受領し、県が実施した調査結果と併せて子ども及びその保護者の回答をセットとして集計・分析を行うこと。

#### ①単純集計

- ・調査票の設問ごとに集計。
- ・市町村ごとにファイルを作成し、各自治体へデータを提供すること。

#### ②クロス集計

- ・世帯の収入により「中央値の1/2未満」「中央値の1/2以上中央値未満」「中央値以上」の3分類で集計又は「ふたり親世帯」「ひとり親世帯」「ひとり親世帯のうち母子世帯のみ」に区分して集計

### (4) 調査結果報告書の作成

#### ①概要版

内閣府の「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」p2～12と同様に作成すること。県の指示により、全国調査結果との比較を行うこと。

#### ②完成版

調査結果報告書（A4版）モノクロで作成し、冊子で5冊提出すること

※内閣府の「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」p1～124及びp370の内容に加え、調査票2種類並びに(3)①及び②を掲載すること。

### (5) (2)～(4)の電子データ提出（CD1枚）

内閣府の令和3年子供の生活状況調査の分析報告書を参考に分割ファイルと一括印刷用ファイルを作成し、電子データで提出すること。

また、概要版報告書に使用したグラフ等の電子データも併せて提出すること。

## 5 スケジュール（予定）

令和4年	10月初旬	調査票等印刷
	10月中旬	調査票配布
	11月中旬	お礼状兼督促はがきの発送
	12月初旬	調査票回収期限
令和5年	2月10日	概要版提出
	3月31日	完成品納品

## 6 納期限・納入場所

### (1) 概要版

- ア 納期 令和5年2月10日（金）
- イ 納入場所 宮崎県福祉保健部福祉保健課

### (2) 完成品

- ア 納期 令和5年3月31日（金）
- イ 納入場所 宮崎県福祉保健部福祉保健課

## 7 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分協議を行い、その指示に従うこと。
- (2) 業務は、県との調整の中で業務内容の変更等があり得る。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて受託者と協議の上、対応することとする。
- (3) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。